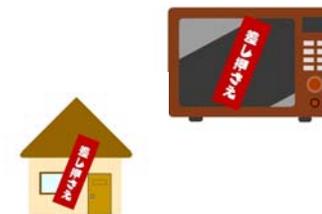


～収納率向上を目指して～

現在、税務課収納班では、収納率向上を目指して以下の取り組みを行っています。

【滞納整理について】

- ・毎月催告書の送付や定期的な電話催告を行い、納付忘れや少額滞納者に対して早期解決を図っています。
- ・過年度滞納者に対しては、催告の他、夜間臨戸や短期証更新時に納付相談の機会を設け、接触を図り生活状況の把握や資産状況の聞き取りを行い納付に向けた話し合いを行っています。
- ・それでも反応がない方については財産調査等を行い、財産発見後差押を執行しています。
- ・また現状に見合わない債権がある世帯については、資産状況を把握するための徴取や調査を行い、資力がない場合は、執行停止や不能欠損を行い債権の圧縮を行うことで、今後の継続的納付に繋げています。



【納付方法について】

現在納付方法として、口座振替、コンビニエンスストアでの収納、スマホ決済の他、R5.4月より共通納税システムを利用した納付が開始となり、本市においてもR6.4月現在において、4税目（固定資産税、軽自動車税、市県民税（普徴）、国民健康保険税）に対し導入、自宅でも納税ができる環境を整え、納税者の利便性の向上に努めました。当初納税通知書を送付する際に、口座振替や共通納税システムを利用した納付方法についてのチラシの同封やホームページへ掲載するなど周知を図っております。

（※共通納税システムでは口座振替、クレジットカード、インターネットバンキングからの口座引落、全国の銀行でも納付可能となります） また、R5.1月より口座振替のWeb申請受付も開始しております。



【その他】

国民健康保険税の滞納者の中には、低所得や生活困窮により納付ができない方も多くいるため、安心サポート合志との連携を強化し、まずは生活再建を図り継続的な納税に繋がるよう積極的に取り組んでいきたいと思っております。